

書香

1990. 3. 15

NO. 15

バックグラウンド・アート

附属図書館長 藤 田 宏

最近、東京大学図書館へ行く機会があった。関東大震災の後に建てたものだそうだが、歴史を感じずる建造物である。真っすぐに三階まで赤いカーペットを敷いた階段を登る。二階と三階に分野別に設けた閲覧室がある。階段を登るうちに読書する気持ちが高揚してくるように上の階に閲覧室が設けてあるようだ。それにしても旧制時代の豪華なシャンデリアと木製の彫刻を施したパネルの壁面は見事なもので、落ち着いた雰囲気を漂わせていた。窓のあるのさえ感じなかった。その中には読書に耽る学生、休養をとっている者、様々な者がいた。富山大学図書館閲覧室はこれと対照的で窓が広く明るく近代的で解放感がある。活動的な感じさえする。図書閲覧室にはそれぞれ適した特有の雰囲気があっても良いように思う。

スペインのアルタミラ洞窟やフランスのラスコーの洞窟に見るように旧石器時代から人は壁面に絵や彫刻を残している。古代の彼らは何の為にこのようなものを描いたり、彫ったりしたのかわからない。しかし、これらを含めて彼らに適した生活空間をつくっていたに違いない。

ひところ、色彩調節という言葉がはやったところがある。作業能率を向上させることを目的として生産管理の一部を占めていた事があ

る。すなわち、作業に適した空間をつくるために、色調、彩度、濃さをどのように組み合わせたらよいのかという研究がされていた。この研究から、さらに学校、病院、会議室、居間、応接室などの色彩調節法が提案されたが、図書閲覧室はどれに属するのだろうか。いずれにしても、利用者の行う作業に最も適した快適な空間をいかにしてつくり出すかということである。

人の行動や作業を刺激するために作業や行動に適したバックグラウンド・ミュージックが使われている。工場やデパート、更にパチンコ店に至るまで人の行動や意欲を刺激するためにこれらが使われている。近ごろは、逆にストレス解消のために意欲や焦りを抑制する瞑想音楽というものが流行っているようだが、音楽の世界も忙しいことである。

バックグラウンド・ミュージックは図書閲覧室には向かないかもしれないが、これに代わる効果的な視覚的空間があってもよいように思う。

教会にはステンド・グラスや天井壁画が荘厳な雰囲気づくりに効果的なように、また日本の古い城や寺院にふすま絵や屏風が似合うように書齋や閲覧室に効果的なバックグラウンド・アートのようなものもあるのではないかと思う。

私と書物そして図書館

山 地 啓 司

子どもの頃、我が家には書物らしきものがなかった。それは、引き揚げ者だった我が家に本を買う余欲がなかったことと、兄弟そろって戸外で遊ぶこと、スポーツをすることが好きで、本を読むことに興味も時間もなかったためである。それでも、子どもなりに書籍が並ぶ家に行くとうらやましく思った。そのためか、大学を卒業して真先に行ったことが給料の半年分を借金して百科辞典を買ったことであった。それは、勿論、読むためでなく飾りとしてであった。しかし、大学院に入ると専門書や数多くの学術書を否が応でも読まざるを得なくなった。

今日のスポーツ科学は長足の進歩をとげている。特に、筆者が専門としているスポーツ医学の分野は今日の医療機器の開発や技術の発展を反映して、その進歩が一段と加速化されつつある。内外で定期的な出版されるスポーツ医学の分野の学術雑誌は200~300を数えるが、実際にこれら全部に目を通すことは経済的にも時間的にも不可能なので、その中でも最も関連がある20~30冊を重点的に読むことになる。そして、興味ある論文はコピーして内容ごとにファイルにとじ、研究室のキャビネットに保管される。論文を書く時、これらのコピーされた文献が役に立つ。それ以外の雑誌は手元にないので図書館に依頼して内外の大学や研究所からコピーの発送をお願いする。手元にとどくまでに時間はかかるが、かつてのように、自分で雑誌が所在する図書館まで行ってコピーをする手間が省けるので助かる。

我々のスポーツ医学の分野では「論文の良否は引用された文献の良否で決まる」と言

われるほど引用される文献の質量が問われる。したがって、論文を書く際には、引用する文献の内容だけでなく、誰が書き、どんなレベルの雑誌に掲載されたかが厳しく吟味される。そのため、先に述べたように、目に触れた論文だけをコピーし、ファイルし、キャビネットに収集するだけでは不十分である。特に、医学部のない本校では、少数に限られた雑誌にしか目を通すことができないため、引用文献の精選がままならない。

最近情報化時代を反映して、内外で公表される論文に引用される文献が充実してきた。それは、文献検索のネットワークが世界に広がったためである。もうすでに10年前からロッキード社がダイアログシステムを作成し、わが国では丸善が窓口となって「マルゼン学術文献情報検索サービス」が行われている。データベースは約100以上の専門分野に分れており、その中で我々の関連分野は *Excerpta Medica* や *Medoline* である。目的に応じた適切なキーワードを選択すれば、1975年以降に発刊された世界の学術雑誌の中から望みの文献が検索できる。今日、わが国の多くの大学ではこの種の検索サービスが実施されている。使用頻度や経済性など多くの問題はあるが、富山大学図書館にも是非前向きに「学術文献情報検索サービス」の拡充を検討してもらいたいものである。

子どもの頃も今も、純粋な気持ちで文学を嗜んだことはない。いつも必要に迫られた研究のための読書である。私にとって書物も図書館も研究のためにしかないような気がする。

(教育学部 教授)

全国国立大学大型コレクション案内 (元.9～2.3)

参考係

下記大学より大型コレクションについて、案内がありましたのでお知らせいたします。

これらのコレクションの内容や、資料の利用については参考係へお尋ね下さい。

大 学 名	資 料 名
島 根 大 学 京都教育大学	ラフカディオ・ハーン文庫(原本, 富山大学所蔵) 35mmマイクロフィルム330巻 マイクロフィッシュ版「全英記録文書所在総目録」 (National Inventory of Documentary Sources in the United Kingdom and Ireland. 24 Units)
島根医科大学	西東文庫日録
高 知 大 学	米国カリキュラム資料集成 マイクロフィッシュ 8,555 sheets
静 岡 大 学	(1) Statistik des Deutschen Reiches (Neue Folge) 1-601 (1884-1944) (2) Statistisches Jahrbuch deutscher Gemeinden 1-70 (1890-1983) (3) Preussische Jahrbücher 1-240 (1858-1935)
東京学芸大学	双六コレクション 一近代庶民教育資料一
奈良女子大学	原刻影印百部叢書集成
奈良教育大学	世界民間伝承文献集成
北 海 道 大 学	1. ゲルシンスキ文庫 (The Henryk Gierszynski Collection) 2. ワイマール期ドイツ保守革命 (アルミン・モーラー文庫) (Die Konservative Revolution in Deutschland 1918-1932. Der Armin Mohler Bibliothek)
鳴門教育大学	「リヒャルト・ワーグナー：ニーベルンクの指環 四部作全曲総譜 初版本 (Richard Wagner: Der Ring der Niebelungen. Complete set of 4 full scores)
宮 崎 大 学	大正新脩大藏経 全百巻
東京芸術大学	西洋中世彩飾写本コレクション (Codices selecti) 音楽学位論文集 (Doctoral dissertations in musicology)
佐 賀 大 学	(国立国会図書館) 明治期産業翻訳書集成 マイクロフィルム 全232点
福岡教育大学	ロシア・ソビエト教育史資料集成 (Collection. History of the Russian and Soviet education)

富山大学附属図書館の文献複写について

「国立大学附属図書館における文献複写料金徴収猶予取扱要領について」（平成元年5月24日付け文学情第145号，文部事務次官通知）により，公私立大学等の図書館から文献複写を受託した場合の料金について，徴収猶予の取扱いができることとなり，これに基づき富山大学附属図書館文献複写規則を一部改正し富山大学附属図書館文献複写料金徴収猶予実施細則を制定した。

富山大学附属図書館文献複写規則

[改正条項]

第4条 前条の承認を得たものは，文献複写料金を前納しなければならない。ただし，別に定める富山大学附属図書館文献複写料金徴収猶予実施細則の規定に基づき徴収猶予の許可を得ている場合は，この限りでない。

2 一旦納付した料金は，いかなる理由があっても還付しない。

富山大学附属図書館文献複写料金徴収猶予実施細則

(趣旨)

第1条 文献複写料金の徴収猶予の取扱いについては，国立大学附属図書館における文献複写料金徴収猶予取扱要領及び国の法令の定めるほか，この細則に定めるところによる。

(徴収猶予の申請)

第2条 文献複写料金の徴収猶予は，徴収猶予を希望する機関の長が様式第1号に定める文献複写料金徴収猶予許可申請書により，学長に申請するものとする。

(徴収猶予の許可)

第3条 文献複写料金の徴収猶予の許可は，

様式第2号に定める文献複写料金徴収猶予許可書により，各年度ごとに行うものとする。

(文献複写の受託)

第4条 文献複写料金の徴収猶予を許可された機関（以下「徴収猶予許可機関」という。）から文献複写の依頼を受託する場合には，文献複写料金徴収猶予許可書の文書番号を明示させるものとする。

(文献複写物の引渡し及び文献複写料金の連絡)

第5条 徴収猶予許可機関に対する文献複写物の引渡し（郵送の場合には発送。以下同じ。）は，当該文献複写の依頼先が徴収猶予許可機関であることを確認の上行うものとする。

2 文献複写物の引渡しにあたっては，徴収猶予許可機関の便宜を図るため，当該機関に対し1件ごとに文献複写料金の額を連絡するものとする。

(文献複写料金の請求)

第6条 文献複写料金の請求は1か月ごとに整理し，納入の告知は文献複写物を引渡した日の属する月の翌月の10日（3月分については年度の末日）までに行うものとする。

附則

この細則は，平成元年12月1日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

文献複写料金徴収猶予許可申請書

富山大学長殿

住所

機関名

機関の長 印

研究者等への迅速な情報提供を行うため、
本学図書館の依頼に係る平成 年度の文献
複写料金の徴収猶予を申請します。

様式第2号

富大図第 号

平成 年 月 日

文献複写料金徴収猶予許可書

機関の長殿

富山大学長

氏名 印

平成 年 月 日付けをもって申請
のありました文献複写料金を徴収猶予する
ことについては、下記の条件を付して許可しま
す。

記

- 1 料金の支払及び支払期限を厳守すること。
- 2 料金は、1か月ごとに複写物の引渡し（郵送の場合は本学附属図書館からの発送）が行われた日の属する月の翌月の末日（複写物の引渡しが行われたものについては翌月の20日）までに支払うこと。
- 3 延滞金については、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）の規定に基づき徴収するものであること。
- 4 徴収猶予を許可する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとすること。
- 5 文献複写料金及び納付方法等については、国の法令及び本学の定めによること。
- 6 1から5に定める条件に違反した場合は、特段の事由がない限り徴収猶予の許可を取り消すことがあること。

新図書館情報システムについて

平成元年度予算で図書館専用電算機の導入が認められ、2年2月1日から図書館業務を新システムにて行っている。専用機導入に至る経緯、システムの目的、概要及び特徴等について報告します。

1. 経緯

(1)学術審議会答申「今後における学術情報システムの在り方」にもとづき、資料の迅速・的確な提供体制を整備し、全国的学術情報流通体制へ寄与するため図書館業務の合理化を図り、59年度から学内情報処理センター機 (FACOM/M360AP → IBM3081KX 4) を共用して逐次電算化を進め、63年度に全業務が稼動した。この間蔵書目録 (約70万冊) の4分の1がデータベース化され機械検索が可能となり、また、60年度には東京大学文献情報センター (現学術情報センター) と接続し目録所在情報サービスがオンラインで利用できるようになるなど、一定の成果をあげてきた。

(2)しかし、学術情報は増大の一途をたどり、サービス業務も多岐にわたるとともに利用者の要求も多様化し、図書館情報システムとして新しい対応に迫られることとなった。具体的には次の事項について早急の対応が必要となった。①学術情報システムの拡充、②データベース容量・システム領域の確保、③各教育・研究システムとの競合解消、④応答速度の安定、⑤資料の流れの一層の促進

(3)このような状況において、学内情報処理センターとも協議し、図書館専用電算機を概算要求するところとなり平成元年度に認められたものである。

(4)この図書館専用電算機は、学内情報処理センター機で実現している諸業務システムを移行・発展させることにより諸業務の合理化を図るとともに、学術情報網に加入し学術情

報システムの一環として、より一層学術情報を迅速・的確に提供することの可能な図書館情報システムを構築することを目的とするものである。

(5)新図書館情報システムは富士通(株)のシステム一式であるが、前記目的にそい、かつ予算上より選定したものである。現在、データの移行を終え新システムで稼動している。

2. 新システムの概要

(1)ハードウェア

FACOM-K290R一式。端末は用途に応じてF9450Σmk II, F9450LTmk II, F9450αmk IIを配置している。

(2)ソフトウェア

図書館業務パッケージ、K/ILISをベースに機能追加している。

(3)システム概念図

別図のとおり

3. 新システムの特徴

新システムの主な特徴は次のとおりである。

(1)学術情報システムとの連携

図書館専用電算機導入にあたり、学術情報センター目録システムの利用は図書館主機と競合しない端末直結のVTSS (Virtual Screen transfer on TSS link) 方式に切替え応答速度が短縮された。

また、専用電算機導入に伴い文献複写用ファクシミリが設置され学術情報網へ加入するところとなった。今後展開される文献そのものの提供を目的としたオンライン相互貸借システムの基盤となるものである。

(2)軽量化

データベースはFX/RDBを採用、データを「追いこみ型」で格納することにより無駄なスペースを省いた。また、移行を機に重複キーのコンデンスを行った。一書誌当りのレ

コード長は2K以内で、データベース容量は旧システムの約3分の1，同一メーカーの汎用機向けパッケージ（M/ILIS）の3分の2になった。

(3)分散処理

学術情報センター利用システム，雑誌受入システム，閲覧システム等において，ホスト端末間で処理を分担し負荷の分散を図っている。この結果，全業務・サービスがフル稼動していても同時アクセス台数は全端末の半数を超えることがなく，応答速度が保たれ比較的余裕のある運用が可能となっている。

(4)資料の流れの促進

元年度より，図書の検収時に詳細な目録情報を入力し，それ以降の全処理でその情報を使用するといういわゆる「目録先行方式」をとった。その結果，納品から貸出までの大幅な時間短縮，受入業務の手数軽減等を実現することができた。今回，上記の流れに対応してパッケージを改良し，①学情目録画面及び

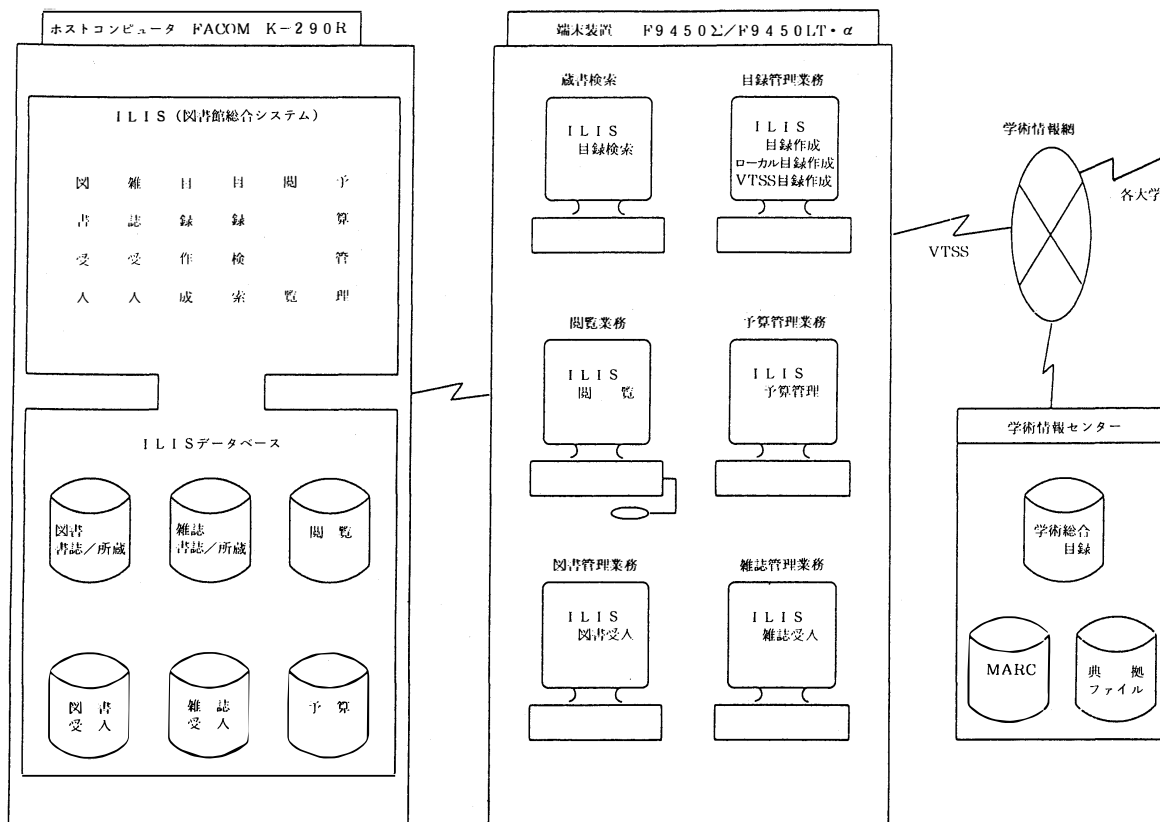
ローカル目録画面からの受入データ入力，②ダウンロードデータの受入データベースへの転送等の機能を追加し，さらに流れの円滑化を図った。

(5)その他

機能追加にあたっては主に分散処理のマイナス面を補うこととし，サブシステム間，ホスト端末間の送受信機能を強化し，「必要な場合には集中する」ことを意図した。(4)で述べた受入システムと目録システムの連動のほかに，雑誌受入端末と図書受入データベース間の送受信処理等を設けた。

以上のように，図書館専用電算機の導入により懸案であった多くの問題が解消された。反面，学内情報処理センターとの連携等，また新たな課題も生じている。図書館を取りまく環境が絶えず変化していく中で，先の目的にそって常に最適のシステム作りを目指していきたい。

システム概念図



＝ 図 書 館 関 係 会 議 ＝

(平成元年10月～2年3月)

平成元年度第4回附属図書館商議会

期日 平成元年10月16日

場所 附属図書館会議室

第3回国立大学図書館協議会シンポジウム

期日 平成元年11月16日～17日

場所 関西地区大学セミナーハウス

平成元年度第5回附属図書館商議会

期日 平成元年10月18日

場所 附属図書館会議室

平成元年度第7回附属図書館商議会

期日 平成元年11月17日

場所 附属図書館会議室

富山県図書館協会理事会

期日 平成元年10月19日

場所 富山県立図書館

平成元年度北信越地区国立大学図書館事務(部・課)長会議

期日 平成元年12月7日～8日

場所 金沢大学附属図書館

平成元年度北信越地区国立大学図書館研修会

期日 平成元年10月26日～27日

場所 福井大学附属図書館

平成元年度第8回附属図書館商議会

期日 平成元年12月18日

場所 附属図書館会議室

平成元年度第6回附属図書館商議会

期日 平成元年11月1日

場所 附属図書館会議室

平成元年度第9回附属図書館商議会

期日 平成2年2月5日

場所 附属図書館会議室